第３講　金融商品会計②

第１　第２講の復習

前講では、割引現在価値の学習をしました。

✎**時間価値**
現在の10,000円＝来年の11,000円　（金利10％と仮定）
現在の 9,091円＝来年の10,000円
（金利10％と仮定、円未満四捨五入）

現在の10,000円と来年の10,000円は、同じ価値ではありませんでしたよね。これを時間価値、将来から求める現在の価値を割引現在価値といいました。

そして、金銭債権は、取得価額や償却原価から貸倒引当金を控除することで評価することを学習しました。

✎**金銭債権の評価方法**
原　則　：　取得価額　－　貸倒引当金
例　外　：　償却原価　－　貸倒引当金
（金融商品に関する会計基準第14項）

金銭債権は、取得価額や償却原価から貸倒引当金を控除することにより貸借対照表に計上されます。取得価額や償却原価は前講で学習しましたので、貸倒引当金の学習をすれば、金銭債権の評価ができるようになりますよね。

第2　金銭債権の評価　—貸倒引当金—

金銭債権の評価に必要となってくる貸倒引当金ですが、前提知識として、引当金の要件と定義の確認をしておきましょう。

✎引当金の要件

① 将来の特定の費用または損失であること
② その発生が当期以前の事象に起因していること
③ 発生の可能性が高いこと
④ その金額を合理的に見積ることができること

（企業会計原則注解18）

引当金の四つの要件は、実務においても非常に大切ですので、しっかり押さえておいてくださいね。簡単にいえば、将来必要になりそうな金額をあらかじめ費用にしておくことを引当金と呼びます。例えば、売った商品の修理を将来無料で行いますといっている電気メーカーであれば、過去の実績率から引当計上するということもありえます。この場合には、上記の四つの要件と照らし合わせて引当金計上の要否を判断することになります。

✎引当金の定義

上記の四つの要件を満たした場合に、当期の負担に属する金額を当期の費用または損失として計上した場合の貸方項目である。

（企業会計原則注解18）

引当金の定義をみてもらうと、要件を覚えることが重要だというこ

とを分かってもらえますよね。引当金は、要件がとても大切なのです。

それでは、貸倒引当金に入っていきましょう。貸倒引当金は、受取手形、売掛金、貸付金などの債権に、将来回収不能となる可能性がある場合に、その貸倒れに備えて設定する引当金です。引当金なので、将来貸倒れになる可能性のある金額を当期の費用または損失として計上した場合の貸方項目です。したがって、貸倒引当金の基本的な仕訳はこのようになります。

✎貸倒引当金の基本的な仕訳

（借）貸倒引当金繰入額　×××　（貸）貸倒引当金　×××

仕訳はシンプルですよね。問題は、仕訳に計上される金額がいくらなのかです。貸倒引当金の計上金額の算出方法は、債権の種類によって異なります。そのため、まず債権をその種類に応じて区分しなければなりません。この債権の種類は三つで、債権の安全性のレベルに応じて、一般債権、破産更生債権等、貸倒懸念債権に区分されます。

✎金銭債権の区分

① 一般債権　：経営状態に重大な問題が生じていない債務者に対する債権

② 破産更生債権等：経営破綻または実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権

③ 貸倒懸念債権　：経営破綻の状態には至っていないが、債務の弁済に重大な問題が生じているかまたは生じる可能性の高い債務者に対する債権

（金融商品に関する会計基準第27項）

債権の種類ごとに定義が記載されていますが、定義をみてもイメージしにくいですよね。簡単にいってしまえば、一般債権は何の問題もない会社に対する債権、破産更生債権等は倒産してしまった会社に対する債権、貸倒懸念債権は、一般債権と破産更生債権等の二つを足して2で割ったような、なんとなく危険な雰囲気がする会社に対する債権です。債権の安全性のレベルに応じて区別されていますよね。

ところで、なぜ、破産更生債権等だけに「等」が付されているのでしょうか。定義をみてもらうと、経営破綻した債務者に対する債権と、実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権の二つが含まれていますよね。

名称から「等」を除いて破産更生債権と表現すると、経営破綻した債務者に対する債権だけを指してしまい、実質的に経営破綻に陥っている債務者を含めることができません。そのため、実質的に経営破綻に陥っている債務者を含めるために「等」が付されています。

それでは、貸倒引当金の金額をどのように算出するのかについて、話を進めていきましょう。

✎貸倒引当金の算出方法

債権の種類	貸倒引当金の金額の算出方法	算出の単位
一般債権	貸倒実績率法	債権全体など
破産更生債権等	財務内容評価法	個々の債権ごと
貸倒懸念債権	財務内容評価法	個々の債権ごと
	キャッシュ・フロー見積法	

この表は、3種類の債権について学習した上で、全体像の把握に使っ

てください。

1　一般債権

それでは、一般債権からみていきましょう。

もう一度、定義を確認してみます。一般債権とは、経営状態に重大な問題が生じていない債務者に対する債権です。それこそ何ら特色のない債権ですよね。この一般債権は、債権全体または同種・同類の債権ごとに、債権の状況に応じて求めた過去の貸倒実績率などの方法により算出された貸倒引当金を計上します。

なぜ、債権全体または同種・同類の債権ごとにまとめて貸倒引当金の金額を算出するのでしょうか。中小企業でも売掛金の相手先、つまり得意先は数十件ありますよね。これが上場企業になると何百件、何千件に及ぶこともありえます。その一件一件の得意先ごとに貸倒れの可能性を検討して貸倒引当金の金額を算出するなんて、現実的ではありませんよね。したがって、まとめて算出してしまおうという訳です。もう一度いいますが、一般債権に区分された債権全体または同種・同類の債権ごとにまとめて貸倒引当金の金額を算出します。

同種というのは、売掛金、受取手形、貸付金などの勘定科目ごとの区分です。同類というのは、同種よりも大きな区分、すなわち、営業債権と営業外債権ごとの区分のほか、短期と長期ごとの区分をいいます。これを継続適用で行ってください。なお、毎期やり方を変えるということは認められていません。注意してくださいね。

それでは、債権の状況に応じて求めた過去の貸倒実績率などの方法により算出するという部分についてです。これは、実際に数字を使ってみていきましょう。一般債権の貸倒実績率の計算方法には、いろいろな方法が考えられますが、ここでは比較的簡単な方法をみていきます。

問題３－１　一般債権の貸倒引当金

次の資料から、Ｘ４年度末の貸倒引当金の金額を求めなさい。

〈資　料〉

① 債権の過去４期間の発生債権の期末残高およびその貸倒れの状況は次のとおりであり、債権の平均回収期間は１年である。なお、債権はすべて一般債権に区分されるものとする。

（単位：円）

	Ｘ１年度	Ｘ２年度	Ｘ３年度	Ｘ４年度
Ｘ１年度 発生債権の期末残高 うち貸倒損失発生額	30,000	 900		
Ｘ２年度 発生債権の期末残高 うち貸倒損失発生額		35,000	 1,400	
Ｘ３年度 発生債権の期末残高 うち貸倒損失発生額			40,000	 800
Ｘ４年度 発生債権の期末残高 うち貸倒損失発生額				50,000

② 貸倒実績率は、各年の債権期末残高に対する翌１年間の貸倒損失発生額の割合とする。

③ Ｘ４年度に適用する貸倒実績率は、過去３年度（Ｘ１年度、Ｘ２年度、Ｘ３年度）の貸倒実績率の平均値とする。

✎評価差額の処理方法

① 全部純資産直入法　（原則）

→評価差額をすべて純資産の部に直接計上する方法

② 部分純資産直入法　（例外）

→評価差額が、利益であれば純資産の部に直接計上し、損失であれば「投資有価証券評価損」などの勘定科目を使用し営業外費用に計上する方法

なお、いずれの方法であっても、翌期首に振戻処理を行う。

（金融商品に関する会計基準第18項）

これだけでは分かりにくいので、全部純資産直入法と部分純資産直入法について、実際に数字を使って確認してみましょう。

問題４－２　その他有価証券

当社は、以下のその他有価証券を保有している。次の資料から、その他有価証券の会計処理として、全部純資産直入法と部分純資産直入法を適用した場合の①Ｘ１年度期末、②Ｘ２年度期首の仕訳をそれぞれ示しなさい。

〈資　料〉

（単位：円）

銘柄	Ｘ１年度	
	取得原価	期末時価
Ａ社株式	3,000	1,000
Ｂ社株式	4,000	5,500

解　説

―全部純資産直入法―

X１年度期末の評価差額

A社株式　1,000円－3,000円＝△2,000円

B社株式　5,500円－4,000円＝1,500円

解　答

①　X１年度期末

A社株式

（借）その他有価証券評価差額金 2,000円　（貸）その他有価証券　2,000円

B社株式

（借）その他有価証券　1,500円　（貸）その他有価証券評価差額金 1,500円

②　X２年度期首

A社株式

（借）その他有価証券　2,000円　（貸）その他有価証券評価差額金 2,000円

B社株式

（借）その他有価証券評価差額金 1,500円　（貸）その他有価証券　1,500円

次は、部分純資産直入法です。評価差額が損失の場合のみ処理が異なってきます。つまりA社株式の処理が異なってきます。

解　説

―部分純資産直入法―

X１年度期末の評価差額

A社株式　1,000円－3,000円＝△2,000円

B社株式　5,500円－4,000円＝1,500円

解　答

① X1年度期末

A社株式

（借）投資有価証券評価損　2,000円　（貸）その他有価証券　2,000円

B社株式

（借）その他有価証券　1,500円　（貸）その他有価証券評価差額金　1,500円

② X2年度期首

A社株式

（借）その他有価証券　2,000円　（貸）投資有価証券評価損　2,000円

B社株式

（借）その他有価証券評価差額金　1,500円　（貸）その他有価証券　1,500円

どうですか。評価差額が損失の場合のみ処理が異なっている点、いずれの方法においても洗替方式により処理されている点を確認してください。

✎**その他有価証券のポイント**

・期末は、時価で評価する。

・評価差額の処理は、全部純資産直入法と部分純資産直入法の二つの方法がある。

	全部純資産直入法		部分純資産直入法	
	利益	損失	利益	損失
科目	その他有価証券評価差額金			投資有価証券評価損
区分	貸借対照表 純資産の部			損益計算書 営業外費用

・評価差額は、洗替方式により処理する。

5　時価のない有価証券

今まで学習してきた有価証券は、時価が把握できることが大前提になっていました。それでは、時価のない有価証券はどのように評価するのでしょうか。

時価のない有価証券は、社債などの債券と、それ以外の有価証券を区別してください。社債などの債券は、第2講で学習した金銭債権に準じて評価し、それ以外の有価証券は、取得原価で評価します。時価がないので、これ以外に評価できませんよね。

✎時価のない有価証券のポイント

時価のない有価証券		評価方法
社債などの債券	金利の調整なし	取得原価－貸倒引当金
	金利の調整あり	償却原価－貸倒引当金
それ以外の有価証券		取得原価

（金融商品に関する会計基準第19項）

それでは、第4講はここまでにします。第5講は、固定資産の減損会計についてみていきます。